

地方自治法施行令

昭和22年 5月 3日政令第16号

改正：令和 2年 2月13日政令第28号（新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令）

改正前	改正後
-その他-	
施行日：令和 2年 2月14日	
別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。 〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕	別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。 〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕
-改正法・附則・題名- ～令和 2年 2月13日 政令 第28号～	
施行日：令和 2年 2月14日	
◆追加◆	附 則（令和二・二・一三政二八）抄
-改正法・附則- ～令和 2年 2月13日 政令 第28号～	
施行日：令和 2年 2月14日	
◆追加◆	（施行期日） 1 この政令は、公布の日の翌日〔令和二年二月一四日〕から施行する。
